

# 広島藩における

## 農政に関する基礎的考察（1）

—「芸州政基」にみる享保末期農政の基調—

勝 矢 倫 生

はじめに

元和5年(1619)、福島政則除封の後をうけ、紀伊和歌山藩37万6千5百60石余から、浅野長晟が大坂の陣の功によって安芸一国ならびに備後半国42万6千5百石余に移封をうけたときをもって広島浅野藩政は開始される。長晟は入封の翌年、領国支配の基本方針ともいふべき「郡中法度」<sup>1)</sup>を布達し、農村統治の確立に意を用いるとともに、家中の侍士に対し知行割を実施し、いわゆる地方知行制を採用した<sup>2)</sup>。次いで、2代光晟は寛永9年(1632)の三次支藩5万石の分知後、寛永15年(1638)および正保3年(1646)に領内総検地(地詰)を断行し、ここにおいて浅野氏支配の基礎は完全に固まった。

しかし、藩制中期以降、多藩の事例にもれず、当広島藩制もまた大きな動揺をみせ始める。17世紀末以降、蝗害・風水害等による凶作の頻発、幕府公役のための支出の増大などによって、藩財政の窮乏が進行し、その対策としてとられた財政再建策はことごとく失敗に帰した。すなわち、5代吉長は宝永4年(1707)の差上米制の実施を皮切りに、同6年の軍制・職制改革、次いで正徳

1) 『広島県史近世資料編Ⅲ』13～4ページ、史料番号12

2) 広島藩における給知制度については、さしあたり山中寿夫「広島藩—浅野氏時代—の給知制度について」(広島史学研究会編『史学研究』第56号所収)、および埴田嘉彦「広島藩における給知制度」(芸備地方史研究会編『芸備地方史研究』第39号所収)を参照。

2年(1712)の郡制改革(いわゆる正徳の新格)、享保元年(1716)における定免制の採用など一連の藩政改革を打ち出したが、全藩的規模の惣百姓一揆の対抗の前になんらの施策も長期的な実現をみるに至らなかったのである<sup>3)</sup>。

本稿はこうした藩政改革の失敗・惣百姓一揆を経験するとともに、享保飢饉の渦中に身をおいていた為政者自らがしたため、その後宝暦・天明期に郡村支配の基本にすえられたといわれる地方書「芸州政基」<sup>4)</sup>の分析を通して、享保期末期における広島藩制下の農村の動向とそれへの藩側の政策的対応に関する検討をめざすものである。もともと、広島藩の農政に関しては、これまで多くの研究成果が集積されており、今更つけ加えるべきものがあるとは思われないが、本稿をもって、この問題に対する私自身の研究の基線とするとともに、今後アプローチを図りたいと考えている広島藩における村落構造史の研究のための予備的考察としたい。

## I 広島浅野藩における検地・地概の展開とその実務

領地内における土地の調査を行い、その生産力を知り、そこに耕作者を割り当てることは基本的には農業生産を基盤とする大名領主にとってその存立の第一歩である。広島浅野藩において検地および地概はいかなるかたちで実施されたのであろうか。まず、この問題から検討を始めることにしよう。

浅野長晟は將軍秀忠から都合42万6千5百石余の朱印状を受け広島に入封したが、この拝知高は実際の村高の合計より千数百石多く見積もられたものであった。このときの拝知高算定の基礎となったのは、慶長6年(1601)、福島正則

3) 『新修広島市史第2巻』152～6ページ。後藤陽一『広島県の歴史』山川出版社 昭和47年 140ページ。児玉幸多・北島正元監修『藩史総覧』新人物往来社 昭和52年 346～7ページ。

4) この「芸州政基」の成立過程については『広島県史近世資料編Ⅱ』(以下、『近世資料編Ⅱ』と略記する)巻頭の解説(59ページ)を参照。そこにも触れられているように本文と「私日」という体裁で書き進められており、この点について宝暦9年(1759)にこれを書写した浅野宗恒は「文の終ニ私日とあるハ一説とみたり」と記している。

が行った検地で決定された石高であった。浅野家ではこの拜知高の不足を補うべく、寛永11年（1634）、広島城下の新開2615石7斗5升4合を新しく村高に結ぶとともに、寛永15年（1638）と正保3年（1646）の両度に渡って領内で相当徹底した検地を実施し、改出高3万4千石・新田高1万7千石余の打ち出しをみた。また、この新田の村高への組み入れと検地には寛永9年（1632）における三次支藩への分知5万石分の帳尻を合わせる意味も込められていた<sup>1)</sup>。

その後、広島藩においてはこうした大がかりな検地はまったく行われていない。慶長6年度の検地帳の修正のために寛文・貞享年間に若干の地域で施行されたことが確認されているだけである<sup>2)</sup>。ただし、地概は5代吉長によって享保21年〈元文元年〉（1736）に明知・給知村に対していっせいに行われたが、農民の反対によって翌年撤回された。その後、一村限りの規模の地概は数多くの村で実施されたが、多くの場合、村側と藩側の合意のもとに施行されたものと考えられる<sup>3)</sup>。

広島藩における検地・地概実施の歴史的過程は概ね以上のように要約されるが、ここで地概の意味について若干触れておかねばならない。「芸州政基」（以下「政基」と略記する）はそれを次のように説明する。

- 1) 『新修広島市史第2巻』207～12ページ。
- 2) 同上 212ページ。
- 3) 青野春水氏は広島藩における地概を、実施にあたっての従事者の編成を指標として、「村型地ならし」・「藩型地ならし」・「藩・村型地ならし」の3つの型に分類され、〈青野春水「広島藩の地ならしについて」(『史学雑誌』第86編6号所収)79～83ページ〉その史的展開過程については次のようなシェーマ化を試みておられる。

慶長7年	寛永15年	慶安2年頃	宝永元年まで	元文元年	元文2年	元文3年頃
検地	地詰					
				藩型地ならし		
			藩・村型地ならし	(中断)	藩・村型地ならし	
		村型地ならし	-----	-----	-----	地こぶり

青野春水「広島藩の地こぶり・見ならしについて」(『日本歴史』第355号所収)2ページによる。

地概と八田畠畝高之不同有之を地見にて位を改、竿入して無甲乙様に畝高を平等ニ概ヲいふ也。(中略)但検地者畝高之増減位之高下ニ寄テ村高改也。地概者実者畝高之増減出来候ても、村高之辻ハ有米之通を用ヒ置、実高を今度改之田畠江割付也。もし夫にてハ不相応之斗代位上リニ成候へハ、其分地概かつき高と立置て、其分をは免割ニ入取立ル事也<sup>4)</sup>。

要するに、地概とは実際に竿入してたしかめられた耕地の現況に応じて、従来通り固定された村高を再配分することであって、「地概之役割勘方万事検地之仕形ニ替儀無之」<sup>5)</sup>のものであった。そこで、「検地之仕形」が問題になるが、「政基」の記述に沿ってこの点を検討してみよう<sup>6)</sup>。

検地が行われるに当っては、まず前もって各村の村役人にその旨の通達が出される。その期日は村の大きさによって異なる。それを受けて村役人は村民の田畑を1ほのぎ<sup>7)</sup>ごとにすべて記した引帳を提出する。この引帳は「検地始より終迄順路の次第宜様ニいたし置手引書」<sup>8)</sup>である。これが提出されると検地奉行以下諸役人がその村に赴き、いよいよ検地が開始される。この際、村の広さによっては何組かに手分けして作業がすすめられる。こうした場合には、各組に奉行が1人ずつつき、各組相互の査定基準を統一するために、あるいは、組分けがむずかしい土地がある場合に備えて見合役が置かれる。検地奉行は代官が勤め、見合役は郡廻り<sup>9)</sup>が勤めることになっている。村の広狭によって差

4) 「芸州政基」—地概之事—(『近世資料編Ⅱ』所収)773ページ

5) 同上

6) 以下、「芸州政基」—検地之事—(『近世資料編Ⅱ』所収)776ページによる。

7) 「ほのぎ」とは田畑の区割をさすものと考えられる。『まち』と同義である。(柳田國男監修 民俗学研究所編『改訂綜合日本民俗語彙』「ホノギ」の項参照)

8) 「芸州政基」—検地之事—(『近世資料編Ⅱ』所収)766ページ

9) 広島浅野藩における。在方支配の職制をみておくと、まず郡支配の頂点に郡奉行(郡代)がおり、この下に郡廻り(郡廻り奉行・免奉行)が4・5人いて全郡を分担支配し、次いで郡ごとに2人ずつ代官が置かれ、さらに各代官各々に手付として勘定組(勘定所物書役)・番組(勘定所支配足軽)が5・6人ずつ付けられる仕組になっていた。また、宝暦7年(1757)以前は村廻りと称する各郡配属の代官補佐役が歩行組

があるが、ほぼ1組1日につき4～6町ずつ検地を行う。田畑の等級を決定する際には郡内からその作業に秀でた庄屋百姓を選出し、これに地見役を申し付けるが、歩行組がその任に当たる。この地見役は、何組かに分れて検地が進行している際、日毎に組を代えて査定基準の平準化を図る場合がある。

さて、1ほのぎごとに検地をすすめていくわけであるが、各田畑の区割ごとに勝示を立て、しかる後に竿入をする。勝示とは「竹竿ニ一組々々色違布木綿二而しるしを付」<sup>10)</sup>けたものである。この勝示立て・竿入もその土地の功者に補佐を命じ（勝示好）、歩行組がこれに当たる。「間竿ハ六尺五寸ニノ両端ニ鍔を付用ユ」<sup>11)</sup>という記述によって、広島藩では検地の際に6尺5寸の間竿を用いたことが知られる。

この点に関して、「政基」は別の箇所ですべてのように述べている。すなわち、「敵高とは田畠の数を言、地之一坪六尺五寸四方を田畠にて一步とす。一步ツ、三拾を一畝とす。壹畝ツ、十ヲ壹段（段ヲ通用シテ反ト書）とす。壹反十ヲ一町とす」<sup>12)</sup>。幕藩体制下において6尺5寸四方を1歩として土地の丈量を行った藩として、他に松代・松本・飯田・松山各藩が知られているが<sup>13)</sup>、幕領では「慶長元和ノ頃ヨリ検地ハ六尺一分ノ竿ヲ用ヒ、一反三百歩ノ積リ、依之古検ハ六尺三寸四方ヲ一步トシ、新検ハ六尺四方ヲ一步トスルニヨリ、文禄年中迄ヲ古検トイヒ、慶長元和以後ヲ新検」<sup>14)</sup>と言った。「政基」もこの点に触れ、

---

から出ていたが、この年以降、歩行目付と称する郡奉行直属の番組および村方役人の目付役となった。

村落内における政治組織は、大庄屋（享保3年以降割庄屋）一庄屋一与頭一百姓惣代・長百姓であり、正徳の新格の折には所務役人一頭庄屋一小庄屋の体系が打ち出されたが、すぐ撤回された。（『新修広島市史第2巻』180～2ページ、後藤陽一、前掲書101～5ページ）

10) 「芸州政基」一検地之事一（『近世資料編Ⅱ』所収）765ページ

11) 同上

12) 「芸州政基」一畝高之事一（『近世資料編Ⅱ』所収）763ページ

13) 児玉幸多『近世農民生活史』吉川弘文館 昭和32年 17ページ

14) 大石久敬・大石慎三調校訂『地方凡例録』上 近藤出版社 昭和44年 71～2ページ

「備後の内今公領之村々併福山領などハ六尺四方ヲ一步と定候由」<sup>15)</sup> としている。このように、公領および隣藩の実状を充分認識していながら、「政基」ではなぜ間竿の短縮が構想されなかったのであろうか。後述するごとく、確実な年貢収納、ひいては年貢増徴を企図していた藩府にとって、間竿の短縮は目標実現のための最も容易な方策であったはずである。それにもかかわらず、幕末まで6尺5寸四方＝1歩が持ちこされたのは改変を阻止するなんらかの要因がはたらいていたのであろうか。この点に関してはまったく不明である。今後の研究課題としたい。

さて、問題を本論にもどそう。先に述べたようにして竿入がなされ、丈量の結果得られた各田畑の縦横の長さは間帳に記入される。この役を果す者は間帳書と呼ばれ、その数値を畝数に直す者は算者と呼ばれる。次いで各田畑の等級が仮りの形でつけられる。これを本帳書・野取書といい、先の算者、この本帳書ともほとんどの場合、代官付の番組がその任に当る。この後、さらに郡方の役人が誤記・誤算の有無を検討する。これを野取帳後役・後算役という。

検地の実務的な手順はおおよそ以上のように要約されるが、実際に検地が施行される際、検地奉行以下の検地諸役人および村方はいかなる姿勢でこれに臨まねばならなかったのであろうか。この点についてやや立入ってみよう。

先にも述べたように、まず村役人あてに検地を行う旨通達が出される。このとき、代官にも同時に通知され、それを受けて代官は村方へ実施にあたっての細目を通知する。検地奉行・榜示・地見・竿先にあたる歩行にもそれぞれ検地に際して注意書が回っている。「政基」には、これらの例文が挙げられているので順に検討していくことにする。

もちろん、それらは実際に検地にともなって用いられたものではなく、おそ

---

文中からおおよそ理解されるように、6尺1分中の1分を砂摺と称し、竿と竿との間の両端の損傷をあらかじめ見込したので、実質的には6尺四方が1歩となっていた。(北島正元編『土地制度史Ⅱ』山川出版社 昭和50年 55ページ)

15) 「芸州政基」—畝高之事—(『近世資料編Ⅱ』所収) 763ページ

らく浅野藩制下において享保期以前に行われた検地の通達書を参照しつつ、今後検地が実施されるならばという想定のもとに作成された例文である。したがって、そこに示された内容は、一面において広島藩における検地令達書の雛型とみられ、また一面においては、享保末期における農政の動向をさし示す部分をも含むものと考えられる。

まず、「御代官の村方江申村哉之文言」<sup>16)</sup>の全文を煩雑さを厭わず掲げてみよう。

<1>

一、別紙被仰出候通此度検地被仰付候。就夫畝高ニ増減有之候而も相応之割合ヲ以村方迷惑不仕筋ニ可成下。并検地ニ付諸入用等悉皆御米銀出ニ相成、村方不勝手ニ不相成様ニ被成遣儀ニ候間、小百姓共迄毛頭心得違無之様ニ万端正直ニ仕構、御検地受候様ニ末々迄不洩様可申聞事。

<2>

一、田畠屋鋪地共引帳何月何日を限相調可差出候。引帳調候節随分念入帳面ニ落不申様ニ可仕候。若粗末仕改之節ニ至り落地之儀相知候歟、又後日ニ至り相聞候ハ、由事ニ可相成候。随分念入帳仕立可申事。

但、何とそ故アリて往古より竿除キ高付不申所も候ハ、其駅前方可相断候。尤引帳ニも其訳記し可申。若又竿受ニ而高ハ付有之候得共、村中江闡高之仕様之所も有之候ハ、其段も前方ニ可申出候。

<3>

一、引帳幾冊ニ仕、順路宜幾組ニ相改候様ニ相心得可調出候事。

但、幾組相分紛勝不申ため、合紋いたし組分仕様ニ書付置可申候。

<4>

一、古来より有来候土手・下水道・井手溝・池・水坪等之広狭、只今有懸リ之通仕置、少も新規ニ広ク不仕、勿論あたらしく相構候儀會而仕ましく候事。

但、古土手・古道下之所々開地ニ相成候分ハ年数之長短土地之善悪ニ応し改之品可有之候。ケ様之類品々可准之候。

<5>

一、田畠境目之杭・帳面之ほのぎ・地主名無相違ニ書付、尤杭木之形并書付

16) 「同上」—検地之事—(同) 767～8 ページ

等迄何茂一同ニ申合、替りたる品無之候様ニ調境目不紛様杭打可申事。

付、田畠ニサシ候札表ニ畝高・百姓名・ほのぎ書付可申候。裏ハ白ク仕置可申候。畝数・位を書付可遣候。

<6>

一、田畠共竿請之儀、何方より何方迄耆竿ニ受申度と其地主ノ竿好可仕候。

其好之通竿入可有之候間、竿請之段分ケ仕置可申事。

<7>

一、地主之者共改之場所江罷出候儀勝手次第ニ候。銘々持来之田畠境相違無之哉、尚又傍示竿先等之様子見分可仕候。若又自分田畠之儀ニ付願訴訟之儀有之候ハ、前方又ハ当日たりといふ共其村之役人江相改、場所ニおゐてハ申出間敷候事。

<8>

一、惣て検地有之年ハ人々耕作之手入等粗末ニ仕様之風聞兼而有之候。当前之作毛ハ如何様ニ候共、其毛上之善悪ニハかかハラズ土地之厚薄全躰之儀(肥ナルヘシ瘦ナルヘシ)一書込みハ地見之功者ヲ以相極申事ニ候。若ケ様之心入など有之ものハ別而不届之仕形ニ候。兼而ケ様之筋無之様ニ互ニ心を付相慎可申候。麦作等仕来候土地にても荒し置候様族も有之候ハ、可及吟味候事。

<9>

一、村境入組候所紛敷有之候ハ、両村之役人・地主・百姓迄呼出し念入改可申候事。

<10>

一、田地之水ハ川頭より不残切落可申候事。

右之外指当候儀ハ其時ニ至御検地奉行より可申付候条、諸事念入疎略之儀無之様可仕候。以上。

(項目番号は便宜上筆者が付した)

まず、第1項によって検地に要する費用は領主側の負担で賄われることが理解される。第2項では検地に先だつての念入りな引帳の作成を義務づけているが、往古より理由があつて竿除きになっている土地<sup>17)</sup>、閩高<sup>18)</sup>になっている

17) 「除地といふハ(中略)寺社境内并に免田畑・居屋敷等、無年貢の証書あるか、又は前々検地帳外書に除地と記してある分は高の有無とも除地にて、その外の無年貢地ハ見捨地と唱ふ。(中略)村内の墓所・屠場捨場等を除地と心得るもの多し。是は除地といふものにてハなく、検地の節繩外の見捨地なり。右の外にも道・川・堤・溝等を



土地が存在する場合、その旨あらかじめ断りをいれ、前者の場合には引帳にその理由を記しておくことが義務づけられている。

第3項では、検地に当ってはその実施順路に応じて要員の組分けがなされるので、各組ごとに引帳を分冊し、かつ、取り紛れない措置を講じておくこと、第4項では検地前の土手・下水道・井手溝・池・水坪の新たな建設および改造を禁じ、さらに、第5項では、田畑の境界の杭打ち、ならびに田畑の区割と地主名の引帳への記入は事前に当事者間で申合わせをするなど慎重を期すことが命ぜられ、田畑一枚ごとに刺す札表の準備をも義務づけている。

続く<6>・<7>の2項によって検地に際しての高持農民の実像をかなり明確にとらえうる。すなわち、地主は検地の現場に立会うことが許可されており、また、竿請けに当って「何方より何方迄壺竿ニ受申度」<sup>18)</sup>と、いわゆる竿好を勤めることが可能であった。しかし、このとき勝示・竿先等に不満が生じたとしても現場で抗議することは許されておらず、村役人を介してこれを行わねばならなかったのである。

次いで、第8項では、検地が施行される年には土地の手入れに手を抜く風潮がある。検地は豊凶ではなく地味を基準に地味の功者がその土地の等級を決定するゆえ、米作・麦作にかかわらず、こうしたことがあってはならないと戒めている。第9項では、検地に先だって村境の調整を当該村落の役人・地主・百姓の間でつけておくべきこと、最終項では、検地の際、田地の水はあらかじめ川上から落しておくべきことが規定されている。

以上、長々と村方への通達書の分析に紙数を費したが、要するに検地に際しては村方百姓達はかなりの負担を強いられたものと考えられる。事前の庄屋による引帳の作成に当って、かなりの助力が義務づけられているし、また、検地

---

検地の時分縄外の見捨にいたす 地所色々あり」(前掲大石慎三郎校訂『地方凡例録』上 47ページ)

18) まったく生産の事実がないのに検地の際の高のみが実在しているの、その土地の年貢を村民共同で負担すること。(『新修広島市史第2巻』228ページ)

19) 「芸州政基」—検地之事—(『近世資料編Ⅱ』所収) 768ページ

施行当日には竿好を勤める勤めないは別にして、今後の死活にかかわる問題として、その現場に立会い、成り行きを見守らねばならなかったであろう。何よりまして、事前に田地の水を落さねばならなかったことは、検地の実施時期によっては、農耕そのものに大きくなるいが生じる危険性を孕んでいたことを意味している。いかに検地に要する費用は領主側の負担によるものとはいえ、村方側の目に見えない形での犠牲は察して余りあるものがあるといえよう。

さて、続いて検地に際する「御検地奉行へ之文言」<sup>20)</sup>の検討にうつりたい。これについては原文の提示は一部に止め、要約して示そう。

まず第1に、検地の際、田畑の等級の決定・竿入は念入りに、かつ正直に行うべきことを命じている。一端検地が済むとそれが長期に渡って課税基準になるゆえである。さらに、

附、村方物入少も無之様、尤百姓共隙を費申筋之儀迄随分心を付、末々迄迷惑不仕様ニ取計ヒ可被申付候<sup>21)</sup>。

とし、百姓保護の姿勢をみせている。第2に、引帳に記入洩れがあった場合、その土地が開かれた年をたしかめ、「若十年以上ニも成候ハハ、上中下之段古地ニ応し入札ニ而可被極置候事」<sup>22)</sup>としている。要するに、いわゆる畝下年季を10年と規定しているのである。

次いで、検地実務に関する規定が続いており、土手際は大土手は3尺下りの勝示立て、小土手は奉行才量の勝示立てとすること、道下水道・下井手溝・下池・水坪等の竿除きは、旧来からあって必要と認められるものに限ること、土地の等級の算定はそこが以前田畑であれ屋敷地であれ、現在の利用形態を基礎に立てられるべきこと、屋敷地外の灰小屋にはその位置している田畑の等級がつけられるべきことなどが達せられている。

ところで、次に掲げる項目は検地奉行の心得中最も注目するに値する。

---

20) 同上 768～70ページ

21) 同上 769ページ

22) 同上

一、竿入候心持ハ少々くつろき有之方ニハ成候とも、辛キ方ニ不相成様ニ可被相心得候。是又甲乙不同無之様仕儀専一候事<sup>23)</sup>。

農民への懐柔策を説くものとみられなくはないが、敢えてこうした項目を立てざるをえなかったところに、享保一揆後における農民への藩の対応の変化の反映をみるのは穿った推測に過ぎるであろうか。他にも、規定以上の農民を検地のために駆り出すことを禁止し、検地への村費の使用を戒めている点からみて、直接的にであれ、間接的にであれ、検地にともなう農村の疲弊によって農民の不満が生じるような事態をできる限り回避しようとする領主側の姿勢をうかがい知ることができる。

さて、この検地奉行への令達書には、検地に際しての基準の不統一を戒める項目が数多く設けられている。何日かに渡って検地が実施される場合、地見役は何度も会合し相互に確認しあって基準の統一をはかるとともに、何組かに分れて検地が進行される場合、日毎に2人ずつ地見役を交代させ、目を慣らさせる慣習であるとしているし、斗代の決定は検地終了時に行うことを命じている。また、郡方の地見役人が村方と馴れ合うことを厳しく戒飭している。これは幕領をはじめ他藩の検地起請文にも多くみられる項目であって取りたてて特異なものではない<sup>24)</sup>。検地にともなう村方から役人への賄賂・音物などの供給が横行する傾向がみられたことはこれを禁じる項目がたてられていることから推測がつく。先に触れた検地現場での百姓の抗議の禁止とともに、個人的な依怙最良を排して、畝数の算定・地見・石盛に平等の原則を貫ぬこうとする領主側の意図の1つのあらわれであろう。

ところで、検地の作業時間はどの程度のものであったのであろうか。検地奉行への令達に関する検討の締めくくりとして、その関連項目に目を通しておこう。

---

23) 同上

24) 例えば、安藤博編『徳川幕府懸治要略』復刻版 柏書房 昭和46年 165～6ページに掲載の文化5年甲州加々美村検地起請文を参照。

一、毎日朝六ツ半時を限支度相仕廻、五ツ以前迄ニ場所江出揃檢地取付、晩ハ七ツ半時迄相勤候事<sup>25)</sup>。

つまり、朝は7時頃から準備にかかり、作業そのものは8時頃から開始され、午後4時頃終わられるのが檢地に当っての通例であったと考えられる。

次に、「<sup>(勝)</sup>榜示地見竿先御歩行江之文言」<sup>26)</sup>の分析にうつりたい。この令違書の内容は先の檢地奉行への令違書と文言は異なっているにしても重複している部分が多い。特に強調されているのは村方百姓との応対を慎重に行うべきことであって、冒頭から「諸事心を付百姓共迷惑ニ不存様ニ仕、少之儀にても權威ヲ以押付候様之儀堅無之、少々手間取候とも末々迄此筈之事と心得候様ニ仕向、尤不呑込之者江者其訳申解聞候程ニ仕候事」<sup>27)</sup>と命じている。また、先の檢地奉行への通達と同じく村方との馴れ合いを禁じ、

一、地見役御小人等迄地主之百姓応対不仕候哉、付役人と馴合不申哉と心を付、不審之儀有之候ハ、申出候事<sup>28)</sup>。

としている。

檢地実務上の注意としては、川除境は通例3尺下って竿入れをするが、その場所の実状に沿って取はからうべきこと、神社・仏閣その他ゆえあって竿改めができる場合があるが、よく検討した上、その理由を野取帳および外書に記しておくべきことが達せられている。また、竿入れに際しては異常なほど正確さと平等性を要求している。すなわち、

一、間竿之儀細工人粗末ニ而少々ツ、長短有ましき物ニも無之候間、壺組ニ壺本ツ、定尺を極置出来候。度々本形ニ引合相改候事<sup>29)</sup>。

一、竿先之儀随分念入疑しき事有之候ハ、幾度も打替可申候。勿論横竿別而念入長間短之田畠竿数多キ所は、大数間違ヒ又ハ覚違ヒ等之儀も可有之候

25) 「芸州政基」一檢地之事一(『近世資料編Ⅱ』所収) 770ページ

26) 同上 770～1ページ

27) 同上 770ページ

28) 同上 771ページ

29) 同上

間、其儀ニ心ヲ留間数無相違間帳書之役人江訴させ候事<sup>30)</sup>。

という2項によってそのことは知られうる。竿入を厳密に行うことは、正確な田畑の丈量を通じて各農民の持高を明確に把握し、確実な貢粗の収納を図ろうとする領主側の基本姿勢を示すものに他ならないが、一方において、一村内における全田畑の均一な基準による丈量をめざし、農民間に不平等が生じる事態をできる限り避けようとする領主側の態度の表象とみて差し支えないと思われる。

以上をもって検地に際する実務上の手順および検地実施関係者への令達の検討を終えた。地概にともなう実務は先に述べたようにほぼ検地と同様であり、その取扱いが異なるだけであった。したがって、続いて、検地および地概に対して、享保末期、領主側はいかなる姿勢を示していたかという問題に関する分析にうつることにしよう。

## II 検地・地概に対する「芸州政基」の姿勢

すでにみたように、広島浅野藩においては正保3年(1646)以降、全藩的規模での検地は実施されず、享保21年<元文元年>(1736)に至ってかなり大規模な地概が施行された。「政基」の成立は享保18年(1733)であるから、当然のことながら、「政基」では検地よりもむしろ大規模な地概の必要性が強調されている。したがって、その述べるところを分析すれば、享保21年の地概を実施するに至った領主側の動機をある程度探ることが可能であろう。

まず、検地に関して「政基」は長く検地が実施されなかったためにさまざまな矛盾が生じていることを指摘する。

(前略) 寛永之頃検地有之候得共、其以来もかつき高又ハ起シ開キ地等之分、時々御改無之故、唯今ニ而ハいつれの村々も古水帳ニ引当も難為分明、すへて混乱相聞候。尤田畠売買ニも入畝引高類之不直、或者田畠之位古今之替り

30) 同上

も出来、万端ニ付村々百姓地主年貢諸役等甲乙有之、たとへハ五石三石ほとの高持て内証八十石程之高程作り候百姓もアリ、又拾石ほとの高持て四五石前程外者作り高無之様之百姓も有之様ニ而、ケ様之かつき村持之百姓ハ、いか程之豊稔ニ逢候ても取続キむつかしく、年々村中ハ割賦合力を得候へ共、終ニハ田地ニはなれ、其跡田地も過分之高付故主ツキ無之打下ケ高なと申様ニ其高を打下ケ引而作ラセ、其引高之分も村中ハ年々かつきニノ遣スナリ。勿論村方実之毛付畝高も唯今ニ而不相知候ニ付、第一免組之相当難積、御所務かた正道不相成候<sup>1)</sup>。

この文面から享保期における広島藩の農村の実状がかなり鮮明に浮かび上がってくる。字義通り解釈すれば、一村落内において領主側に把握されている持高より多くの持高を有する農民が存在する反面、一方では、公式の持高よりはるかに少ない持高に甘んじている農民が存在しているということになるであろう。しかし、問題はそれだけではないと思われる。すなわち、長期間検地が実施されなかった結果、耕地ごとの公式の収穫推定額と実収量との間のギャップは土地によって不均等なものになり、一方では急速な生産性の上昇によって貢租賦課率が相対的に低下した土地がみられる反面、一方では、生産性の上昇がまったくみられないか、もしくは微々たるものに過ぎなかったため、実質的には相対的に貢租賦課率が上昇した土地がみられるという事態が生じていたと考えられるのである<sup>2)</sup>。こうした場合、たまたま後者に属する土地を多く抱えていた農民は没落の道を辿らざるをえない。このような形付百姓が出ることを防止するために、広島藩では闔米の制度が設けられている。しかし、その効力にも限界がある。何よりまして、領主側はこの闔米の制度を必ずしも良策とはみていなかった。この点に関して「政基」は次のように述べている。

1) 「芸州政基」—検地之事—(『近世資料編Ⅱ』所収) 772ページ

2) こうした問題はひとり広島藩のみに限らず、近世中期以降、全国各地でみられたようである。この問題に関しては、トマス・C・スミス著、大塚久雄監訳『近代日本の農村的起源』岩波書店 昭和45年 149～51ページを参照。

私曰、百姓之未進米ヲ免割ニいたし候儀、村中惣百姓迷惑仕もの迄ハ有ましく候ても、役人共取計ニ候へハ先ハ人並を以かつきを受と相見候。百姓仲間相互之事とは申ながら、実は銘々手前之年貢請役出し候迄さへ身上相応ニ一大事なる上ニ、他人之未進まで相添出し候儀ハ多少共別て大儀ニ存候。其上役人之依怙なと候て不救ノ濟候者をも救ヒ免割ニ入遣候様ニも相成、第一ハ惣百姓之耕作之怠ニ相成様ニ候。依之未進いたし候百姓有之時ハ、かつき免割等ハ立遣候儀堅停止可有之儀也。此通ニ候へハ悪作いたし候へハもたれ候方無之と心得候付、常々身上ヲ大切ニそんし耕作精出し、其外働事身持万端ニ付て格別覚悟立候而、大かたニ而ハ未進出来不申、此はげミ第一宜、次ニハ免割不相増村中之勝手御為ニも宜候<sup>3)</sup>。

未進百姓に対してかなり過酷な姿勢を打ち出していることが理解されるが、それでは先に述べたような年貢賦課率の不平等性はいかにして解決するべきものと領主側はみていたのであろうか。この事態はもともと長期間検地が実施されなかったところに端を発している。したがって、検地さえ実施にうつされれば事は済むわけであるが、「政基」はこの局面をそのように単純には扱っていない。

「政基」は検地を実施した場合、次のような問題点があることを明示している。すなわち、まず第1に、「何分検地ハ漸々を以致し候得者、下方段々不直を構候儀ニ相成ものに候故、たとへハ諸郡惣検地ニ候共、春秋両度ニ成とも何分一ヶ年ニ相調候仕向可有之<sup>4)</sup>」であって、検地はもし実施するとすれば、いっせいに、かつ短期のうちにに行わねばならない。第2に、「其上他所へ之聞へ下方江之移りも、若敵高御せり出之為之検地之様ニも聞ちがいニ成候<sup>5)</sup>」ような危険性がある。さらに、第3に、検地はこれに要する諸入用米銀がすべて領主側の負担に委ねられる慣例で大きな財政支出をとまなう。したがって、各耕

3) 「芸州政基」—未進百姓形付之事—(『近世資料編Ⅱ』所収) 785～6 ページ

4) 同一検地之事—(同) 772～3 ページ

5) 同上 773 ページ

地の年貢賦課率を均一ならしめるために取られるべき手段は徹底的な地概の遂行以外にないとみるわけである。次に、「政基」の地概の効用を説いている部分を掲げてみよう。

私曰、地概にて田畑之位下り、或ハ畝不足ニ而いかほとかつき有之候共、其分者真直ニかつきニ致し置候儀宜候歟（中略）、かつき之多少ニかかわらず田畑斗代相当ニ極置候へハ、此後別ニ検地ニ不及村々有躰之高ニ御改有之度儀も候時、則右之かつき高を捨遣し実高ニ直し候様之儀も致やすく候。（中略）検地となく村々地概被仰付畝高を相応ニ記し置候ハ、一兩三年過候てかつき高之分をかつき毛付高ニ改、それニ応テ免組も改被遣候得者、初メ検地と申名目も無之御物入も無之して実之検地に整ヒ申物也<sup>6)</sup>。

要するに、地概を実施するに当っては田畑の石盛を、結果として生じるその村の閻高の多少にかかわりなく厳密に行うべきことが論じられている。そうした措置さえ講じておけば村高を現況に応じた形で改める際には、閻高を廃止し、実高に直すことも可能となる。畝高の算定さえ正確に行っておけば、2、3年後には閻高を閻毛付高に改め、それに応じて免組の改変も可能であると<sup>7)</sup>、地概に検地以上の益があることを強調している。

一方、「政基」は地概が農民の側の利益にもつながることを唱道することを忘れてはいない。すなわち、「若地概ニ而高も増、畝も増候所有之ハ、其分ハ下方之帰服之為ニも候付、村中一配割合之斗代下リニ被遣可然と見へ候」<sup>8)</sup>と述べている。これは一種の詭弁である。短期的には、たしかに地概は「高も増、畝も増候所」の農民に斗代下りの利益をもたらす。しかし、領主側にとっ

6) 一 地概之事一(同) 783～4 ページ

7) 藩側が免上げを企図していたことは次の史料によって明らかである。

「免上り不申候而者勝手之助けに相成申物ハ有之間敷候得者、郡奉行・郡廻り・代官共も其心得を致し、尚更年柄をも相考、勘定奉行共も存寄致熟談急ニハ上げ不申共、年々にハ其仕向之儀心を付可然事に修」(享保20年)

<「吉長公御代記」31下(『近世資料編Ⅲ』所収)603ページ、史料番号551>

8) 「芸州政基」一 地概之事一(『近世資料編Ⅱ』所収)774ページ



て地概はあくまでも検地の代替としての意味をもっているのであって、長期的には実高に沿った形での村高の変更、さらには免上げが目論まれている。当広島藩において、地概の結果を踏まえた大規模な村高の改変は結局実現しなかったが、地概進行策には土地ごとの年貢賦課率の不平等性の是正とともに、年貢増徴策が同時に盛り込まれていたことにも着目しておく必要があると思われる。

さらに、この点と関連して、地概の窮極的な目的として定免制の永続的な採用が意図されていたことにも触れておかねばならない。広島浅野藩では、享保元年（1716）に定免制実施に踏み切ったが、2年にして再び土免制に戻らざるをえなかった。その間の事情を「政基」は次のように記している。

既ニ郡役所有之時一旦定免ニ成り候処、郡方騒動ニ付テ村々我儘之請願申出候内、其まゝ定免を願候所も有之候得共、先指当り免下りを見込て定免御崩し免御下ケを願候方多アリテ、定免御崩し終ニハ一統ニ免下リニ相成候<sup>9)</sup>

このような百姓一揆による挫折の直後にもかかわらず、領主側は定免制の採用を断念していなかったことを「政基」ははっきりと示している。なにゆえに定免制に固執するかといえば

免組ハ其土地相応ニ極候とも村々免之甲乙有之てハ、郡割其他万事ニ付テ村高ニ懸リテ取立物渡物共下方平等ニ無之、たとへは免六ツ成之千石之村も、免三ツ成之千石之村も同じ員数ヲ受候ニよりて、三ツ成之村ハ一倍ニ当り、六ツ成之村ハ半減ニ当ル也。是故諸村之免五ツ成カ四ツ成カ申程ニ一統之定免ニ致し、それニ応メ高之増減致シ候へハ、村々免に無甲乙、出し方取方共正路ニ成、下方諸算用等迄も不相紛候<sup>10)</sup>、

9) 同一免之事一(同) 765ページ

10) 同上

なお、蛇足とは思われるが、ここに述べられている論理を簡単に説明しておきたい。もし、ある郡がA・B 2村から成っており、その2村とも村高は1000石であって、A村は土免による免相が6つ成、B村は3つ成であったとしよう。そして、もし郡割が300石賦課されたとすれば、各村への郡割の配分は150石ずつになる。ところが各村の年貢収納量を固定した形で、もし5つ成の定免制を両村に実施し、それに応じ

であって、郡割その他村高に対して賦課される雑税を各村の村勢に応じた形で平等に課すためであるとしている。

しかし、一揆後の反省を踏まえて、「故もなく一統ニ免を上ケテ卒爾ニ定免ニ成候故、下方心服致さぬ所も多、旁以長久ニ事行かたき理勢ニも相見候」<sup>11)</sup>とし、「今ニ而も先畝高毛付之改無之候而ハ定免之沙汰難及候歟」<sup>12)</sup>と述べている点は注目される。すでに検討してきたように、享保期における領主側の領内いっせい地概への期待はなみなみならぬものがあったが、その窮極的な目的は恒常的な定免制実施にあったのである。

ともあれ、領主側のこうした地概実施に対する強い期待にもかかわらず、享保21年<元文元年>(1736)の明知・給知村のいっせい地概は失敗に帰した。それは、地概に込められた定免制実施あるいは領主側の年貢増徴への長期的展望を農民達が看破したためではなく、年貢賦課率の不平等是正によって最も不利益を被ることになる上層農民<sup>13)</sup>の総反対がしからしむるところであった。

て村高を改変すれば、郡割は村高に対して配分されるのであるから、A村は200石、B村は100石の郡割の配分を受けることになり、両村の村勢に応じた郡割の賦課がなされうとしているわけである。

		A村		B村		A村		B村	
村	高	1000石	1000石	村	高	1200石	600石		
免	相	60%	30%	免	相	50%	50%		
年	貢	600石	300石	年	貢	600石	300石		
郡割の配分		150石	150石	郡割の配分		200石	100石		
	土	免	制		定	免	制		

11) 同上

12) 同上

13) おおまかにみて、富農すなわち上層農民は多くの優等地を抱えることが可能であり、これに対して、貧農すなわち中下層の農民は劣等地に土地所有が片寄っていたと考えられる。近世中期以降にみられた農業技術の発達の成果は優等地に生産性の急激な上昇をもたらしたが、劣等地における生産性の増大は微々たるものに過ぎなかったであろう。したがって、公式の収穫推定額と実収量との間の較差によって最も利益を蒙っていたのは上層農民であったとみられる。(トマス・C・スミス、前掲書、149～51ページを参照)

### Ⅲ 租税収納に関する「芸州政基」の姿勢

広島淺野藩においてはどのような租税体系がうちたてられていたか、また、それらの租税が完納されるまでには、どのような手順を踏まねばならなかったか、こうして問題については『新修広島市史 第2巻』における後藤陽一氏による詳細かつ的確な論考がある<sup>1)</sup>。「政基」もまた、この点に関する説明にかなりの紙数を裂いてはいるが、後藤氏による精緻な研究の前には多くの用をなしえない。したがって、本稿では租税体系および収納の過程に関する「政基」の検討は必要最小限に止め、主として租税収納に対する「政基」の姿勢、および、享保末期における農村の動向を考察することにする。

まず、正税すなわち物成に関する検討から始めよう。広島淺野藩では、慶安4年(1651)頃から秋免制<sup>2)</sup>にかわって土免制<sup>3)</sup>が採用され、享保初年(1716)来、短期間定免制が実施された他は土免制が税制の基調であった<sup>4)</sup>。土免の決定に当っては、一応たてまえとして毎年夏に麦、秋に早稲・中稲・晩稲の収穫の査定、いわゆる合穂枡付<sup>5)</sup>を行い、枡付有米を出す。代官付属の番組がその任に当るが、このとき同時に早稲・中稲・晩稲それぞれの貢租納入期日が布告

---

なお、いっせい地概が失敗に終わった原因として、その他に、永代禄の実施にからむ給人の不満があったことを挙げておく必要がある。(青野、前掲「広島藩の地ならしについて」97～8ページを参照)

- 1) 特に第3編第2章第4節1・2項
- 2) 「秋免とは毎年官吏をして秋作の実況如何を巡検せしめ、其租額を定めて布令するものをいふなり」<「芸藩志拾遺」2 (『広島県史近世資料編Ⅰ』〔以下『近世資料編Ⅰ』と略記する] 所収) 26ページ>
- 3) 「土免とは専らに前年豊作の良否、又は諸村民の盛衰情況、田畑の肥瘠等に依り其免を増減して、其年の春初に管轄の代官より之を其郡内農民へ布告せしむるを謂ふ」(同上)
- 4) 『新修広島市史第2巻』228ページ
- 5) この実務の詳細については、「芸州政基」一例年稲毛見分升付之事一(『近世資料編Ⅱ』(枡) 所収) 776ページ、および「芸藩志拾遺」2 (『近世資料編Ⅰ』) 所収) 269～72ページを参照。

される。しかし、必ずしもこうした収穫の査定は厳密には実施されていなかったようである。「政基」は「多クハ早田・中田毛を一同ニ見込、又中晩田毛ヲ一同ニ見込所々アリテ、三田ヲ先ハ兩度ニ廻りて右之通升付いたす也」<sup>(樹)</sup>とされている。

また、この合穂樹付そのものに対して、領主側はそれほどの重要性をみとめていなかった。すなわち、

(前略) 諸郡村々とも土免ニ候故、秋毛之善悪ニよりて其年之免組無之、又来年春之見合ニ右之有米積り出合見合も不相聞候。旁以平生毛上見分升付<sup>(樹)</sup>御代官以下多人数郡江入込廻村退留いたし此御銀出之費・村々之夫役雑用之費・鎌留ニよりて農業之手おくれ、殊に奥筋など八年ニよりて雪霜押ニも値捨り扱之費、万端ニ付而益見へす損のミ多し。(中略) 変も無之例年升付<sup>(樹)</sup>致事仕馴とハ申なから上下無益之至り、ケ様之儀ニ而ハ諸入役可減やうも無之歟。其上是非ともに必合穂之上りをかけ候儀可笑ほどの事ニも候事<sup>7)</sup>。

としている。何よりも収穫査定に要する多額の財政支出を恐れたのであろう。

広島淺野藩における免相は年により地域により 区々ではあったが、「村に免を居候儀田畠作り物之内六歩方を買ニ致、残四歩方を百姓取是大法也」<sup>8)</sup>と、享保末期において領主側は認識していた。もちろん、凶作期にはこの大法は崩さねばならなかったのであるが、村方から免下げを願い出る場合、見付願の提出が義務づけられていた。「政基」はこの手続きの概要を次のように記している。

年之変ニよりて悪作いたし、土免之納所不足ニ見候へバ、村方役人百姓共相談して見付願出也。御代官其趣を聞吟味して弥願不相止候へハ、村役人ヲ

6) 「芸州政基」—例年稻毛見分升付之事—(『近世資料編Ⅱ』所収) 776ページ

7) 同上 776～7ページ

また、見込樹と称して実際に樹付を行わず、机上の事務的処理で収穫査定を済ませることは広く行われていたようである。<「芸藩志拾遺」2 (『近世資料編Ⅰ』所収) 272ページ>

8) 「芸州政基」—免之事—(『近世資料編Ⅱ』所収) 764ページ

始下見役人ニ誓詞仕セ、下見申付委細帳面請させ候。帳面請候上ニ而郡廻・御代官・下役人又ハ御勘定所吟味役迄も罷出、早田・中田・晩田<sup>(耕)</sup>三毛を三度ニ罷出、追々升付して有米を積り、其内六歩方御年貢と立、その外荒川成等之かつき高有之村ニ候へハ、此内何程起地有之哉吟味して、半方又ハ三歩一と申程ニも御代官心持次第ニ而毛付畝ニ取入、此分江も有米之概ヲ免を懸免ヲ申付といへとも、多ハ村役人免之内を断申候て容易ニ不受合、此間ニ色々問答アリテ、後ニ免極リ納所申付事なり<sup>9)</sup>。

この説明からも理解できるように見付願が提出された際の合穂榊付は嚴重をきわめ<sup>10)</sup>、榊付によって相当の損毛に及んでいることが立証されない限り、見付願は容易には受理されなかった。すなわち、「当土御免高ニ付、三步迄之内下り候ニ而者、其村之役人不届ニ被仰付先格之事」<sup>11)</sup>であって、村高につき3割以上の損毛がみとめられない限り見付願は受け入れられなかった。これはよほどの凶作期にしかありえないことといえよう。つまり、見付の制度は領主側にとっては非常中の非常に備える措置であり、そのことは、見付願による合穂榊付の際、代官等に手錠を持参していくことを義務づけていること<sup>12)</sup>、また、「政基」の「尤大方之悪作ニ而ハ見付ハ願出シかたく、又願ひ出しても御代官ノ番組ヲ以威すかし等様々申聞せて、大かたニ而ハ願を不聞届様ニいたす

9) 同一悪作之年見付之事—(同) 777ページ

10) 見付願が出された場合、原則として早・中・晩田のそれぞれに対して3度に渡って榊付が行われることになっていたが、実際は「升付有米積りニ不及、見計存分ヲ以相応ニ免ヲ極」める岡見と称する査定で済ますことが多かったようである。ただし、農民にはそのことは伝えず、下見帳を提出した上で、「其村へ見分ニ罷出とくと見合候上ニ而、たとへハ見付いたし候ハ、免壹ツ成も可下ルと存候ハ、岡見ニ而五歩下ケ、それニ而も不受合候ハ、今五厘七厘と申様ニ下ケ遣し受サセ、納所致さす」という巧妙な手段がとられ、見付に見する費用が農民側の負担となっていた兼合いから、農民側にも見付を断念させるようにしむけた。<「芸州政基」—岡見之事一（『近世資料編II』所収）778ページ>

11) 「見付定法心得之事」<「芸藩志拾遺」2（『近世資料編I』所収）275ページ>

12) 同上 277ページ

なり。其子細ハ見付之物入おひたゝしき物ゆへ、一度見付ニ直候村八年久其痛償かたき程之儀ニよって也<sup>13)</sup>という文面からも明確に読みとることができるであろう。また、見付に要する経費の負担がすべて村方に委ねられていたことも村方からの見付願の提出を阻む大きな要因であった。

さて、ここで夏の麦についての柁付に関して若干述べておきたい。広島藩では享保期において麦からの取立てはほとんど行われていなかったとみられる。「政基」は「沼田郡之内前々る麦作ニ而少々取立置格有之<sup>14)</sup>」としており、それ以前から実施されていた麦作畝高・出来高を詳しく調査する麦帳の作成は廃止され、代官・下役人の麦見分と称する巡見に当って、村方から麦目録が提出されているのみであると記している<sup>15)</sup>。それゆえ、麦見分および村方による麦目録の作成は一部の地域を除いて単なる慣習に落ち込んでいたといえる。それにもかかわらず、麦見分が廃止されるに至らなかったのは、

(前略) 麦作候へハ瘦地も膏沢之地ニ成候故、常々御代官も可成たけハ精ヲ入テ村々麦作地多ク出来増候様之仕向いたし候。扱麦見ニ廻り候節手間ヲ入候ハ、蒔付可成地面などニ麦無之所見懸候ハ、如何様之故ニ而麦作り不申哉、又能地面之所ニ悪作など見懸候ハ、是又如何様之故ニ而候哉、此等之地主者自力として作り不得仕候ハ、役人共も心ヲ附可申儀或ハ怠り百姓ニ而ハ無之哉など申様ニ叱り置、又麦出来かたき様之地面などニ能麦作りたる百姓有ヲハ誉遣候様にも致かけ候ハ、おのつから下方麦作も増、耕作ニはけミ、役人共も心得よろしく移り可申也<sup>16)</sup>。

ということであって、領主側は代官等の麦見分を通じて農民を監視し、土地への拘束・労働の強制を一層徹底させる意図をもっていたと考えられる。したがって、享保期においては夏の麦の柁付はほとんど実施されていなかったと考え

13) 「芸州政基」一悪作之年見付之事一(「近世資料編Ⅱ」所収) 777ページ

14) 同一麦毛見分之事一(同) 781ページ

15) 同上

16) 同上 781～2ページ

て差し支えないであろう。

ところで、享保期に至って、水田耕作の裏作として麦作が広島藩の農村にもかなり進行し、浦辺・島方では一年麦と称する1月蒔付け、4月取入れの麦作も行われていたが、「麦作いたし候へハ土地も肥て、其あと地稲作之出来格別よろしきによって、たとひ麦之出来不種麦ほとも得取不申とても麦作いたすを勝手とする<sup>17)</sup>」という「政基」の姿勢には大きな問題がある。「農業全書」は麦作について次のように述べている。

「大かたの地ならば田に小麦をば蒔べからず。其跡の稲の出来必よからぬ物なり<sup>18)</sup>」

「小麦跡は、田瘠るものなり、田に小麦を作る事は、所によりて遠慮すべし。小麦のから、田に入れば、毒なるゆへなり。かりかぶを土ぎはよりつめて刈、耙にてかく時、田にある麦かぶをかきさるべし。」<sup>19)</sup>

もちろん、「政基」も「大小麦又ハ小麦・白麦など取実も多く至極宜候へ共、肥ツチカイ多く入候物故、ケ様之麦作ル農人は少ク多ハ大麦ヲ作ル。大麦ハこやし手入共少シて出来よき物也<sup>20)</sup>」とし、小麦は多肥を要することを認識している。しかし、基本的には麦作全体を奨励しており、二毛作における麦作と表作の稲との関連にまでその視野が及んでいない。むしろ、大麦を中心に麦作を展開していた農民の方が経験によってそれを熟知していたものとみられるであろう。

以上、広島藩における定物成に関して、享保期の動向を中心に分析をすすめてきたが、次に、その他の雑税についてみてみよう。まず小物成についてみると、「政基」には山銀・竹銀・密柑銀・漆銀・茶銀・見せ銀・鯛網銀・小網銀の名が挙げられている<sup>21)</sup>。「政基」が最も問題にしているのは、福島時代以

17) 同上 781ページ

18) 宮崎安貞著、土屋喬雄校訂『農業全書』岩波文庫 昭和11年 103ページ

19) 同上 105ページ

20) 「芸州政基」—麦毛見分之事—(『近世資料編Ⅱ』所収) 781ページ

来、あるいは遑って毛利時代以来、この小物成の仕法が固定化されてきた結果、まったく実状に合わなくなってきた点である。すなわち、

私曰、小物成之品当今村方にて其品引当かたく候。たとへはいわし網銀・小網銀出し候村々、絶て久しく漁獵相止候ても今以小網小物成出し、又当今専漁獵いたす所ニ此小物成不出、今専商店有之所ニ此小物成不出類諸方トモ此通り也<sup>22)</sup>。

であり、長い時間的経過のうちに各地域ごとにかんがりの産業上の変貌がみられるとしている。また一村内においても、漁村として把握せられ、小網銀等を一律に賦課されている村民の中に農業を専業にする者もあり、高宮郡可部あたりでは、柿に小物成が課けられているが、前者と同様に、必ずしもその地方の農民のすべてが柿の木を所有しているとは限らないとしている<sup>23)</sup>。

こうした税制上の諸矛盾を回避するためにはいかなる措置を講ずればいいのかであろうか。「政基」はこの問題に対してきわめて明確な解答を提示している。すなわち、基本的には、「其時之品ニツイテ小物成取立候ハ、至極良法と申物也」<sup>24)</sup>であって、そのためには、「新に村々相改、唯今迄之小物成銀差免し、当今理有之品ニ応シ取立、免見込ニいたすとの筋相止、免を下ケ遣し、此後ハ凡十ヶ年又ハ五ヶ年経候程ツ、ニ改可有之儀と見たり。又は年々有無ニ応メ取立有て猶正道とも見候歟」<sup>25)</sup>としている。つまり、一端現行の小物成の制度を破棄し、村改めを実施して実状を把握した後、その調査結果を踏まえて小物成を賦課せよとし、村改めは可能な限り短期の周期で繰り返すのが良策とみているわけである。また、「免見込ニいたすとの筋相止、免を下ケ遣シ」という一

21) 同一小物成之事一（同）774ページ

なお、小物成の詳細については「芸藩志拾遺」3（『近世資料編I』所収）305～7ページを参照。

22) 同上 775ページ

23) 同上

24) 同上

25) 同上



節について触れておくと、別な箇所で「政基」は次のように述べている。

（前略）浮所務業之有無多少ヲ免ニ見込候儀ヲ第一ニいたすと地方向之役人専申習し候得共、最大ニ心得違なるへし。子細ハ浮所務類之業ハ同村之内ニ而も有無多少共、所ニ寄人ニよりて一等ならず。然ルを村中一等之免ニ見込ニ而ハ其業之便り無之百姓之郡ハ田畠ニ不相応之免を受、過分之貢を出すと申物也<sup>26)</sup>。

この一文からも理解される通り、享保末期において、領主側は正税と小物成との課税基準を明確に区別する姿勢を打ち出していたといえよう。すなわち、定物成の免相は一村の浮所務の多少に関りなく、あくまでも前年度の作況・地味に応じて決定し、一方、小物成もまた浮所務の厳密な調査の上、時宜、地域、各領民の状況に即して賦課すべきことが認識されていた。そして、もしこれらの施策が完全に実施にうつされた場合、免相の決定に見込まれていた浮所務による免上り分だけ免を下げるべきだとしているわけである。

続いて、他の高掛り物、諸運上について検討したい。広島浅野藩における正税以外の雑税は多岐をきわめ、容易にその全貌を把握しがたいが、ここでは「政基」に示されている税目に関してのみ表1としてその内容を示しておくことにしよう。当広島浅野藩における高掛り物および諸運上は福島時代から受け継がれたものも多く、時宜に応じてその都度、新設もしくは仕法替が行われ、その数を増していった。農村の場合、いわゆる浮世過・浮所務の動向によって雑税が賦課されていったが、この浮所務に関して、享保期の段階で領主側がかなり積極的な評価を示している点に留意しておく必要がある。

郡々山林之働・紙漉・鑪鍛冶之働・船乗馬持之働・漁猟等之類ヲ始、郡中ニ而ハ耕作之外工商共ニ浮世過又浮所務といふ也。其時々場々家々人々ニよりて其業一等ならず。大小共耕作ニ次てハ重キ便利無之而者耕作之業も調かたき故、双方持合之業と見たり<sup>27)</sup>。

26) 同一免之事一（同）764～5 ページ

27) 同一浮所務之事一（同）791 ページ

表1 「芸州政基」に記載された広島藩の高掛り物と諸運上銀

種 別	創始・仕 法替年代	内 容	対 象
壹歩米	元和8年 (1622)	村高に対して1歩の米・銀	全郡の農村 浦辺島方は免除
厘 米	寛永19年 (1642)	村高の6厘 (浦辺島方は2厘)	全郡の農村
	延宝期	村高の7～9厘	
	享保3年 (1718)	村高の7厘 (浦辺島方は1厘)	
蒲刈繫船米		船・加子の出勤	浦辺島方の役家
	承応2年 (1653)	代米上納	
町組水主役銀	元和6年 (1620)	間口1間につき銀7分5厘～1匁5分	広島町組
竹代銀		現物上納	奴司・三上郡を除く 全郡の農村
	寛永5年 (1628)	代銀納(高割) 沼田・佐伯・高宮各郡のみ3年に1 度現物納	
水役銀		作事御用への使役	職 人
	寛文11年 (1671)	代銀納	
札役銀 鹿鉄砲札 雉子鉄砲札 鴨鳩網札 雉子網札 炭 札 薪 札 鉄山札		鑑札所有者から年間定額を徴収	鑑札所持者
船床銀		海川船の臨時徴発	船 舶
	寛永元年 (1624)	川漕船一代銀納 (額は港によって異なる) 海船一代銀納 (帆の端数1端につき銀1匁)	
葭運上銀	元和6年 (1620)	広島川下の葭刈税	広島町組
割木船運上	寛永5年 (1628)		高田・高宮・沼田 ・山県各郡
横渡運上	万治年代	渡船に対して課税(年間銀301匁)	沼田郡八木村
馬追札運上	寛永16年 (1639)	馬持ちに対して課税 (札1枚につき銀3匁)	広島町組
塩浜柴運上	明暦3年 (1657)	竹原塩浜柴運上開始(年間銀1貫目)	薪問屋
	享保元年 (1716)	賀茂・豊田・御調にも適用	
口屋運上 十歩一運上	寛永5年 (1628)	廿日市・古江が創始 その他については「新修広島市史」 第2巻290ページを参照	

鱒網運上	寛永15年 (1638)		浦辺・島方
煙草運上	慶安元年(1648) (一時中断)	三原・尾道で開始	煙草きざみ業者 買間屋
	元和元年(1615)	復活	
晝表運上	寛文元年 (1661)		
極銀所判賃	承応年代	御銀蔵への銀上納・通用銀改に対して課税	掛屋 三原屋庄左衛門
木綿運上	寛永3年 (1626)	広島町綿座に対して課税	綿座・綿改所
	元禄10年 (1697)	広島町綿改所に対して課税	
尾道木綿・苧 ・荒苧運上	元禄11年 (1698)	他国への移出分について課税	
三谿郡諸鳥運 上	元禄12年 (1699)		
荒苧・扱苧運 上	元禄10年 (1697)	市中取引全般に課税	
	享保2年 (1717)	他国移出分のみ限定	

「芸川政基」一町郡トモ諸役運上類一（『広島県史近世資料編Ⅱ』793～4ページ）に掲載されている税目について、「広島藩御覚帖」2（『広島県史近世資料編Ⅰ』126～31ページ）、「芸藩志拾遺」3（同 292～310ページ）、および『新修広島市史』第2巻 234～41ページの参照を通じて作成。なお、広島藩における高掛り物・諸運上の税目はこれのみにとどまらないことは言うまでもない。

ある意味でこれは正論以上の正論である。しかし、農本商末・貴穀賤金を思想的バックボーンとして成立していたといえる幕藩体制下において、この時期において、領主自らが工商に対してここまで理解を示しているのは特異な事例といえるであろう。まさに、「芸候の商売上手」という世評を髣髴させるものがある。

さて、以上検討してきた雑税の他に、各村落には夫役銀・村割・夫割・郡割等が課せられた。以下順を追ってこれらの税目について考察してみよう。

まず、夫役銀は幕府公役に際する臨時課税であって、元禄11年(1698)以降、夫役から国役銀と称する役銀上納に改められた<sup>28)</sup>。

次いで、村割は「庄屋組頭筆取給、紙墨筆油代、米払之欠米雑用・寺社初穂銀、諸賄用・諸普請・村役人飛脚等之出飯米、未進百姓之かつき米」<sup>29)</sup>など、

28) 「新修広島市史第2巻」241～2ページ

29) 「芸州政基」一免割之事一（『近世資料編Ⅱ』所収）782ページ

いわゆる村諸入用を原則として免割で徴収した<sup>30)</sup>。この村諸入用の徴収は最も一般村民の嫌疑を招きやすく、享保一揆の一因ともなった。「政基」はこの点に関して、

私曰、日々々々万端ニ付遣ひ方諸入用免割いたし候節、百姓共へよみ聞せ候儀誠之名聞申わけと申程之儀ニも候哉。いか程算勘長し候ものたり共、即時ニ割付之当否吞込心落可申様も無之、たとひ不審有之ととも老人立とやかく申ものハ役人に対して得不仕、人並ニ印形いたし退出する也。ケ様之事故いつれの村々にても庄屋役人を疑ヒ、出入事モ十カ八九此筋<sup>ル</sup>起ルと相見候<sup>31)</sup>。

と述べ、村割の疑惑から出入が生じた際でも、

庄屋の方ハ兼テ申訳立様ニよけ道覚悟いたし置ニ付、前々<sup>ル</sup>庄屋之負ニ成候事十度ニ老度も無之程ニ相聞へ、役人も右之仕形ニ而<sup>ハ</sup>うたカハれましき様、尤下地より不直之役人ニ候へハ、私欲筋此免割ニ多<sup>ク</sup>もり有之事也<sup>32)</sup>。としている。また、こうした村役人の私曲を避けるためには、一部の地域で実施されている長百姓から選ばれた年行司もしくは月行司による監視体制の徹底はもとより、さらに一般農民からの希望者を入役・引受役とし、これに村費の運用を見張らせる体制が必要であるとしている<sup>33)</sup>点は興味深いものがある。村役人を糾弾する一揆を相次いで経験した領主にとって、村割に関する村役人の不正は看過しがたいものとなっていたのである。

続いて夫割について検討をすすめたい。「夫割ハ村方ニ而普請筋、又ハ御役人類其外出家・社人・警女・座頭類送迎、毛上見分、下見改等年中万事ニ付遣

30) 村諸入用は庄屋が一時立てかえておき、「たとへハ高千石之村にて百石之入役ニ候へハ、<sup>ツ</sup>成之免ニ<sup>ツ</sup>土免之外ニ<sup>ツ</sup>百性へ割賦<sup>ノ</sup>年貢同然ニ<sup>ツ</sup>取立、右<sup>ツ</sup>成之<sup>ツ</sup>分は庄屋方江引取申也。凡米ハ三割之利、銀ハ二割之利を加へ取立る也」という方法がとられた(同上)

31) 同上 782～3 ページ

32) 同上 783 ページ

33) 同上

ひ候夫役也」<sup>34)</sup>であり、もともとは夫役を徴用するたてまえであったが、一般的には代銀納で処理されていた。この夫割についても村役人の不正がみられがちであったらしく、「政基」は「前々名付かたき内割物ハ専此内江取入候趣ニ相聞候」<sup>35)</sup>とし、この対策として先の村割の場合と同じく入役・引受役による監視体制の必要性を説いている。

市町村民税ともいうべき税目中、最後に郡割についてみてみよう。郡割に関して「政基」は次のように記している。

郡割とは、いつれの村々不片付郡中一配江懸ル諸入用ヲ村々江高ニ応ノ割賦いたすをいふ也。たとへハ公義衆之旅行人馬賃銀等之足錢、御茶屋・牢屋等之作事繕等之入用割、庄屋其外共郡中へ懸リ候儀ニ而他行往来雑用等之類、皆郡割等いたす事也。(中略)郡割ハ先ハ郡本之役人惣ノ専割庄屋之引受ニいたす物也。村々ニ而ハ郡割之米銀を免割ニ出し取立也<sup>36)</sup>。

つまり、郡割とは、いわゆる天下送りに要する費用、宿駅の本陣・牢獄等の建築・修繕費、割庄屋の出張費などを郡内の村落に村高に応じて割賦したものであり、その管理は割庄屋に委ねられていた。先にみてきた村割・夫割とは異なり、この税のもつ性格上、代官所による十分な監督の必要性を「政基」は強調している。

以上、「政基」の記述を再構成しつつ広島藩制下の郡村に賦課される租税について、正税・雑税の順に考察を加えてきた。雑税に対する享保末期における領主の姿勢は、農・工・商に関りなく積極的に新産業の展開を容認し、これを十分に把握することを通じて、新しい税収入に結びつけようとするところがあったといえるであろう。

さて、本章の考察の締めくくりとして、租税収納、特に定物成の収納に対して、享保期における領主はいかなる見方を示していたかについて検討してみた

34) 同一夫割之事一(同) 784ページ

35) 同上

36) 同一郡割之事一(同) 785ページ

い。当広島淺野藩においては年貢納入に際して所払い、差次払い<sup>37)</sup>等種々の制度が設けられていたが、この点に関して直接触れることは避け、主として年貢収納一般に対しての領主側の姿勢を探ってみたい。

私曰、秋之間者農家大小共ニ立稲・刈稲・ホシイネ・積稲内外取つゝめ見へかたく、日数を経候間ニハ外払ニも取欠、又秋を目懸て方々より人形遣ひ、遊ヒ者類、小間もの・酒肴売候類追々多ク来廻り候ニ付、妻子之類ハケ様之筋ニも隠し遣ひ万端ニ付引方多ク、終ニハ年貢不足ニ成物也。然処取立催足類ニ候へハ、十日ニこしらへ候米モ六七日ふりニハ調候付、昼夜共貢米ほともねはり候ニ付、おのつから外々江取散候程余計之米こしらへ出来かたく、物見遊事之寸暇無之十日之こなし飯米も六七日ニ而調候へハ、十日之間ニ三四日分之勝手アリ。如此早皆済候へハ、いまた地面之立稲にて作得見へ来也。既ニ其分ハ全銘々之物ニ少シニも成ニ付、是ハ取つゝめもいた

- 37) これらの2つの制度について簡単に説明しておこう。まず、所払いとは奴可・世羅・三谿・高田・山県各郡のうち、津出し場まで8里以上の道程がある村々は、8里を越えた道程の割合に応じて現地売却分の銀上納が認められていた制度をさす。このうち奴可郡は銀納分の一部を上り相場（1石につき所払いの2匁上り）で上納し、その売却分は下し米として郡中の鉄山労働者の飯米に充てる場合があった。また、山県郡は津出し米の一部も含めて鉄山労働者その他に1石につき1斗または1斗5升の歩米を添えて現物で納める形をとる場合があり、これを受けた鉄師その他が津出し米の分は差次払い、所払いの分は上り相場で銀納する為替米の仕法がとらわれた。一般には広島町相場より1石あたり3匁上りのいわゆる年貢相場の2～8匁5分下値で所払い分の銀納が実施された。なお、享保3年（1718）より、すべて町相場と同格の相場で銀納が認められた。<「芸藩志拾遺」2（『近世資料編Ⅰ』所収）280～1ページ、「広島藩御覚帖」2（同）124ページおよび「芸州政基」一所払之事一（『近世資料編Ⅱ』所収）780ページ>

差次払いとは「申立之訳有之村々ハ米納之代リニ町方ニ而指紙を買、指紙ニ而御蔵江納」める方法をいい、勘定所発行の差紙での代納を許可した制度である。ただし御調郡のみは町相場より5匁上りで代銀納するか、あるいは買次払いと称する特異な制度にもとづいて、尾道町で売払われる蔵米を購入して上納しなければならなかった。<「芸州政基」一収納之事一（『近世資料編Ⅱ』所収）778～9ページ、「広島藩御覚帖」2（『近世資料編Ⅰ』所収）134ページおよび『新修広島市史第2巻』233ページ>

し、よく始末心も専ニ相成候物也。早皆済勝手ハ銘々も不心付事也<sup>88)</sup>。

「政基」は年貢収納について以上のように述べているが、要するに農民に一刻も早い皆済を迫るべきことを説いている。年貢収納が延引されればされるほど「外払」・「隠し遣ひ」によって肝心の年貢上納に不足が生じがちであるからむしろすべての収穫が完了しない段階から年貢を収納させるべきであるとしている。「隠し遣ひ」が生じるに至る理由が種々掲げられているが、当時の収穫期における農村風景の一端が窺われ、興味深いものがある。

とにかく、年貢収納について領主側は厳しい姿勢を打ち出している。それは前章で若干触れた未進百姓に対する態度にもあらわれているが、これまで「政基」の分析を通して検討してきた享保末期における領主側が示したあらゆる政策の構想も、その目的は最終的にはこの年貢の完納、ひいては増徴に帰着するとみてよいであろう。

## む す び

最後に、これまでの考察の結果得られた諸点を整理し、むすびとしたい。

まず「政基」において構想されている政策の基本的構造は次のように要約される。すなわち、1 藩制下の農民間に年貢賦課率の不平等が生じている。2 これを是正するためには大規模な領内検地もしくは地概を実施し、各田畑の正確な面積とその収穫量を算定する必要がある。3 大規模な検地実施には当面種々の問題があり、事実上、実施が不可能である。したがって、地概が適当である。4 藩制下の村落に対するいっせいで地概を通じて、年貢賦課率の不平等性の是正とともに、長期的には実高に沿った村高の改変、さらには免上げへの展望が開け、当面断念せざるをえない検地の実施と同じ効果が期待できる。5 地概を通じて正確な畝高、毛付が算定されていれば、無理なく定免制の再度の実施が果される。ただし、その際、各村の総年貢収納量を一応以前の

ままに固定し、免相を各村共通にした上で村高の改変を行う。その結果、郡割等村高に応じて割賦される雑税は各村勢に応じたものとなり、これまでみられた村ごとの賦課率の不平等性は解消される。6 以上のような諸政策の実施は長期的にみて貢租の増徴をもたらすが、現行の制度の下でも農民には年貢の皆済を強く迫らねばならない。7 また、藩内の農業以外の産業についても振興策を押し進めていく必要がある。8 これと並行して、たえず村改めを行い、農業外の産業の実状を調査し、時宜、状況に応じた小物成・諸運上の賦課がなされねばならない。9 その結果、正税以外からも適正な税収入の増加が見込まれる。

享保末期における広島浅野藩の農政の基本目標はやはり租税、特に定物成の増徴にあったとみなければならぬ。それはある意味で広島藩制全時代を通じての農政における窮極目標であったといえる。領主経済の根本的基盤は農民による農耕を通じての貢租によって支えられていたのであるから、それはむしろ当然のことといえるであろう。しかし、享保末期における広島藩はその目標がストレートに実施できる状態にはなかった。正徳の新格・定免制の実施が全藩的規模の惣百姓一揆の前にあえなく挫折した直後である。いかなる施策を講じるにしても、何よりもまず農村の動向を把握する必要に迫られていた。

この意味で、「政基」における藩制下農村の租税制度に関する状況把握はそれほどのはずれなものとは思えない。正税であれ、附加税であれ、村落間・農民間に租税負担上、かなりの不平等が生じていることを鋭く指摘している。「政基」で構想されている諸政策は、すべてこの状況把握から出発したものであった。それにもかかわらず、実施の段階では第一歩からつまずかざるをえなかった原因はどこに求められるべきであろうか。

「政基」で構想されていた諸政策中、最も主要な位置を占めるいっせい地概が失敗に終わった直接の原因は各村落における上層農民の反対にあったと考えられる。地概以前、公式の収穫推定額と実収量との間の差異によって大きな利益を享受していた上層農民にとって、これはむしろ当然の対応であった。すでに



この時期、一村落内における農民の関係は一枚岩的ではなくなり、むしろ上層農民と中下層農民の利害は相反するものとなっていたのである。正徳の新格の際、藩側は村落内に生じつつあったこうした階層関係を利用し、地方支配機構の改革を実施した。すなわち有力農民を所務役人・頭庄屋・与頭に取り立て、彼らに特権を与えて一般農民から切り離し、藩側の末端機構に系列化した。しかし、一たびこの郡制改革が失敗に帰すと、彼ら有力農民はまっさきに処断され、中下層農民による藩府への直接の糾弾をかわす緩衝壁となる役割を当てがわれた。皮肉にも、先に政策実現のために利用し、捨て去った上層農民によって、享保末、新たに打ち出された諸政策はその第一歩からつまづく優き目をみたのであった。